

2020年9月1日

関係各位

(公財) 日本環境協会
エコマーク事務局

エコマーク新規申込時における労働関連法令の順守状況の確認について（予告）

平素はエコマーク事業にご理解・ご協力いただき有難うございます。

公正な労働条件の実現が世界的な課題となっていることに鑑み、2021年4月1日より、エコマーク商品認定の新規申込に際し、従来からご提出いただいている環境法規等順守証明書とは別に、労働関連法令（労働基準法等）への違反がないかご申告をいただくこととなりました。申込時点で申込事業者が労働関連法令に基づく行政処分、行政指導などを受けている場合は、是正状況について弊事務局への報告が必要となります。

記

1. 対象

2021年4月以降のエコマーク商品認定の新規申込（基準の全面見直しに伴う新 Version での再審査を含む）。既契約に対する追加・変更申込は対象となりません。

2. 変更内容

エコマーク商品認定・使用申込書（様式2）に以下の項目を追加します。

X. 労働関連法令の順守状況

本申込書の「申込者」欄に記載した会社・団体^{注1)}は、関連する労働関係法令（労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法等）を順守していることが必要です。申込時において、同法令等に基づき行政処分、または行政指導などを受けている場合^{注2)}には、是正完了後、速やかにエコマーク事務局に報告を行ってください。なお、長期に亘って是正の見込がないと判断される場合には、エコマーク使用契約第19条11項の規定にもとづき、エコマーク認定が取り消されることがあります。

- 申込日現在、関連する労働関連法令等に基づく行政処分、または行政指導などは受けていません。
- 申込日現在、労働関連法令等に基づく行政処分、または行政指導などを受けており、違反状態が是正されていません。是正が完了次第、エコマーク事務局に報告を行います。

注1) 申込製品に関するサプライチェーン等は含まれません。

注2) 労働関係法令等への違反に関連して、行政手続法または行政手続条例にもとづく不利益処分、行政指導などを文書で受けた場合が該当します。

追加の経緯および解説は以下の文書に記載されています。

- エコマーク制度における社会面導入方針（2020年9月）

< <https://www.ecomark.jp/pdf/socialaspect202009.pdf> >

- 「持続可能性」における社会・経済的側面のエコマークでの取扱方針について（2018年4月）

< <https://www.ecomark.jp/pdf/sustainability201804.pdf> >

以上